

合同会社ピアーチェエンタープライズ
定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、合同会社ピアーチェエンタープライズと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 美容、健康等に関するサロン及びスクールの企画、プロデュース、運営及び経営
2. 美容用品、化粧品、健康食品、アパレル製品、アクセサリ、インテリア、キャラクターグッズ及び日用雑貨、その他各種商品の企画、製造、販売、製造販売及び輸出入
3. インターネットを利用した広告業
4. 古物営業法に基づく古物商
5. ウェブコンテンツ、モバイルコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理
6. ペット関連企業のマーケティング、販売促進の企画、イベント等の企画・運営・業務請負
7. 学習塾、自習教室、幼児教室の経営
8. 株式、債券、銀行預金、その他の金融商品に対する投資
9. ライブコンサート、演劇、映画、イベント、遊技場等の企画、制作、開催、宣伝、管理及び運営
10. カフェ等の飲食店及び料理教室の企画、プロデュース、運営及び経営
11. ヒーリングサービスの提供及びヒーリングに関する情報提供事業
12. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、分析、提供
13. 各種セミナー、講演会、研修、イベント、シンポジウム、カルチャー教室等の企画開発及び運営並びに講師の派遣
14. 家具、家電、寝具、電子機器、レジャー用品、日用雑貨等のデザイン、販売、賃貸及び室内装飾に関するコンサルティング業務
15. 海外・国内における旅行・レジャーに関する情報収集及び提供、イベントの企画、総合コンサルティング業務
16. 不動産の所有、賃貸及び管理
17. スポーツと健康と医療に関する指導教育、研究調査、情報サービス及びコンサルタント業務
18. 書籍、雑誌、学習教材等の企画、制作、執筆、編集及び出版
19. 各種写真撮影に関する業務
20. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県成田市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う

第2章 社員及び出資

(社員の氏名又は名称及び住所、出資)

第5条 社員の氏名又は名称、住所、出資及び責任は次のとおりである。

千葉県成田市郷部4 4 5－2 グランウッド3 0 2

有限責任社員 相田浩志 金4 9 万円

千葉県成田市郷部4 4 5－2 グランウッド3 0 2

有限責任社員 相田由紀子 金1 万円

第3章 社員の責任

(社員の責任)

第6条 当会社の社員は、その全部を有限責任社員とする。

(持分の譲渡)

第7条 業務執行社員は、他の社員全員の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

2 業務を執行しない社員は、業務執行社員全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

(競業の禁止及び介入権)

第8条 業務執行社員は、他の社員全員の承諾を得なければ、自己若しくは第三者のために会社の事業の部類に属する取引をし、又は同種の事業を目的とする他の会社の業務執行社員あるいは取締役、執行役となることができない。

2 業務執行社員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、その社員又は第三者が当該行為によって得た利益の額を会社に生じた損害の額と推定する。

第4章 業務の執行及び会社の代表

(業務執行)

第9条 当会社の業務は、業務執行社員が執行するものとし、総社員の同意により、社員の中からこれを選任する。

2 業務執行は業務執行社員の全員の一致をもって決定する。

(業務を執行する社員)

第10条 当会社の業務執行社員は、次のとおりとする。

業務執行社員 相田浩志

(業務及び財産状況の報告)

第11条 業務執行社員は、他の社員の請求があるときは、いつでも会社の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

(報酬)

第12条 業務執行社員の報酬は、社員の過半数をもって別途定める。

(代表社員)

第13条 当会社の代表社員は、業務執行社員の互選によって、これを定める。

2 当会社に置く業務執行社員が1名の場合には、その業務執行社員を代表社員とする。

第5章 社員の加入及び退社

(加入)

第14条 新たに社員を入社させるときは、総社員の同意によってその効力を生ずるものとする。

(退社)

第15条 各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、6ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当会社の社員は、やむを得ない事由がある場合には、いつでも退社することができる。この場合、持分の払い戻しは、その出資の目的の種類にかかわらず、金銭によってこれをするものとする。

3 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における、その社員の持分は、当該社員の相続人その他の一般承継人が承継することとする。ただし、退社に伴う持分の払戻しはしない。

第6章 計 算

(事業年度)

第16条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

(利益の配当)

第17条 当会社は、損失を填補した後でなければ利益の配当をすることができないものとする。

(利益又は損失の配分)

第18条 当会社における各社員の利益又は損失の分配の割合は、その出資額によるものとする。

ただし、負担する損失については出資の目的以外には及ばないものとする。

第7章 清 算

(残余財産の分配)

第19条 残余財産の分配の割合は、その出資額によるものとする。

第8章 附 則

(定款の変更)

第20条 定款の変更は、社員全員の一致をもって決定する。

(定款に定めのない事項)

第21条 本定款に規定のない事項は、全て会社法その他の関係法令に従う。

上記は令和7年8月25日総社員の同意により、定款の一部が変更されたことにより作成したものであり、代表社員がこれに記名押印する。

上記は当会社の現行定款に相違ありません。

年 月 日

千葉県成田市圀護台1101-8月香館101

合同会社ピアーチェエンタープライズ

代表社員 相田浩志

